

宅建朝から1問 宅建業法 宅建士証 宅建 H25-30-2 <<#929>>

【問】正誤をつけよ。

宅地建物取引業者が、宅地建物取引士をして取引の相手方に対し**重要事項説明**をさせる場合、当該宅地建物取引士は、取引の相手方から請求がなくても、**宅地建物取引士証**を相手方に**提示しなければならず**、提示しなかったときは、**20万円以下の罰金**に処せられることがある。

【答え】誤り

≪ポイント≫ 宅建士証の提示【宅建★入門】

● 宅建士は、**重要事項の説明をするときは**、説明の相手方に対し、**宅建士証を提示**しなければならない。

⇒ **重説**の時には、**必ず提示**しなければならない(IT重説でも)

⇒ 違反した者は、**10万円以下の過料**

● 宅建士は、**取引の関係者から請求があつたときは**、**宅建士証を提示**しなければならない。

⇒ この規定に違反をしても、**罰則はない**

【渋谷会】夏の宅建講座をご利用ください

夏から一気に挽回 ⇒ 「宅建 夏からインプット【速攻 30】講座」

本試験での解き方を知りたい ⇒ 「宅建過去問演習講座」アウトプット講座

直前期に効率的に学習したい ⇒ 「宅建 夏から【速攻】合格セット」上記2講座のセット

<https://shibuyakai.com/>